

令和5年第6回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和5年8月29日（火）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第57号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）

議第58号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）

議第59号 （仮称）見附市子ども・子育て条例制定検討委員会設置要綱の制定について

議第60号 見附市保育所等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱の制定について

議第61号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第62号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第63号 見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について

議第64号 見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について

議第65号 教育委員会の点検と評価の承認について

議第66号 令和5年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	鈴 木 浩
市民部長兼まちづくり課長	大 野 務
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	橘 和 紀
こども課長補佐	榎 本 摂 子
教育総務課補佐	岩 崎 浩
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教育長

只今より、令和5年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教育長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教育長

日程第2、報告1「職員における個人情報紛失事故の発生について」を教育部長より報告願います。

教育部長兼教育総務課長

報告1「職員における個人情報紛失事故の発生について」報告します。

既に報道等でご承知の方もおられると思いますが、7月31日に市内の学校において、個人情報を含む廃棄文書を市役所へ運搬中、市道上において軽トラックの荷台から文書箱1箱が落下し、一部文書が散乱いたしました。

市職員と市教育委員会職員で周辺の道路に文書が散乱していないか確認をし、散乱した文書十数点を回収しました。現在のところ、この落下物についての市民からの問い合わせ等はありません。

市教育委員会では再発防止に向け、学校に対して車両による文書運搬時には、飛散や落下防止対策を行うことを指導するとともに、文書管理に関する研修を開くほか、市内学校の各職員に個人情報取り扱い指針の徹底を図っていくこととしております。ご心配をおかけし申し訳ございました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

1つダンボールが足りなかつたというのは、市役所に文書を運んできた時点での確認したのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

道路パトロールをしている部署の職員が、パトロール中に道路に文書箱が落ちているのを発見したので、市役所に連絡し、職員で現地を確認したところ、文書箱が潰れた状態で、道路上に落ちているのを確認いたしました。

その後、文書が散乱しているか周辺を確認し、十数点の文書を回収したということです。

小倉委員

個人的な情報に関わる文書が、学校内で処理されず、市役所に持ち込んで処理しているということでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

学校内でシュレッダー処理することもありますが、今回は廃棄文書としてまとめて、一括して市役所に持ち込み、業者に処分してもらう機会でした。

学校から市役所に運搬している途中で軽トラックの荷台から、1箱落下してしまったというのが今回の事故になります。

小倉委員

事故当日の夕方、ネットニュースで見て驚きました。個人情報に関する文書だったら大変だと少し心配していましたが、今のところは心配なさそうなので、ホッとしているところです。

人の情報を預かるということは、取り扱いに十分気を付けなければならないと思

います。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「行政不服審査請求の対応について」を教育部長より報告願います。

教育部長兼教育総務課長

報告2「行政不服審査請求の対応について」報告します。

まず、行政不服審査制度についてですが、「行政不服審査法」に基づき、行政庁、すなわち国や地方公共団体等が行う、違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てができるための制度のことです。国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を図ることを目的としています。

今回の不服審査請求の概要ですが、3点の理由を基に放課後児童クラブ入会の保留決定処分の取り消しを求めて審査請求がありました。

審査の流れですが、資料の図では、処分庁がこども課、審査庁が教育総務課、審理員が教育総務課長になります。①の処分が令和5年1月27日、②の審査請求が令和5年5月1日、③の審理員指名を令和5年6月22日に行い、④の弁明書がこども課から令和5年7月3日に提出されました。審査請求人に弁明書に対する⑤の反論書の提出を求めましたが提出がないため審理手続を終結し、⑥の意見書を令和5年8月22日に審査庁に提出、⑦⑧の行政不服審査会への諮問は必要ないため、⑨の裁決を令和5年8月28日に行いました。

裁決としては、審査請求人の3点の主張に対し手続きに違法な点はなく、保留決定行為が処分に当たらず行政不服審査の対象ではないため、「却下」となりました。

また、処分庁であるこども課に対し、保留決定通知書の日付誤りや様式の不備等について業務改善を指摘しております。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

もう少し簡単に言うと、どういうことでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

放課後に子どもを預かる「放課後児童クラブ」という施設があり、小学校6年生までが対象となっています。

この方は、申し込みをしたところ定員オーバーということで「空きが出るまで入れません」という決定をもらったが、法律上は6年生までが対象なのでおかしいのではないか、それが不服であるということで、不服審査請求という処分の取り消しを求めて請求を起こした、ということが今回の事件の概要となります。

小林委員

結局それがどうなったかという部分は、保留決定行為というのは、要するに「一旦ちょっとお待ちください」ということでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

途中でやめられる方もいますが、今回は「定員を下回るまで、あなたは順番待ちです」という状態だったわけです。

小林委員

それを「順番待ちしてください」ということは、処分ではなく契約行為であることから、この不服審査ということに当てはまらないので、却下ということでしょうが。

教育部長兼教育総務課長

放課後児童クラブ事業は、市町村が条例を作つて行うこともできますし、要綱で行うこともできます。

条例を作つた場合はそれなりの権利を保証して、その代わり処分行為も行われます。滞納があれば滞納の処分などが起きますが、あくまでも見附市は要綱で行っており、単なる契約の申し込み、サービスに対する契約の申し込み、という建て付けになっておりますので、定員に達した時点でお断りすることができます。

条例で行うと、その辺の調整を図つて行うことが必要になりますが、見附市は条例でやってないということで、今回は契約行為ですので「訴えてくること自体がおかしいですよ」ということの却下になります。

また、様式の不備というのは「不服があれば申し出ることができる」という文言を書かなければよかったです、書いてあったがために申し出があったものです。ご本人にしてみれば「書いてあったからその通りに申し出たのに、対象ではありませんとは何事か」ということになりかねませんので、それについては業務改善を指摘させていただいております。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告3「令和5年度全国学力・学習状況調査結果（速報値）について」報告します。

今年度の見附市の結果につきましては、小学校では新潟県平均、全国平均と比較

し、国語、算数で上回りました。中学校では新潟県平均、全国平均と比較し、国語、英語で上回り、数学で同等となりました。

昨年度の調査では小学校の課題が明らかになり、各校で結果分析と授業改善の取組に努めてきた成果が表れたといえます。中学校でも全国・県を下回る教科はありませんでしたが、それぞれの学校が今回の結果をもとに、課題に正対した具体的な授業改善の取組を推進していくよう働きかけていきたいと考えています。

なお、全国学力・学習状況調査(速報値)の結果の資料につきましては、回収させていただきますのでご了承願います。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告4「わくわく体験塾について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告4「わくわく体験塾について」報告します。

平成17年度から実施し、学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・個人・企業も講座の開設と運営に参加していただき今年で18回目となります。

今年度は、総講座数144講座、参加者数は1,921人でした。市内の企業にも他課から働きかけてもらい、郵便局の郵便や荷物が届く仕組みの見学、こどもフォトグラファ一体験、ヘアサロンやネイルサロン、浴衣の着付け体験など、新たに子どもたちにわくわく・ときどきする体験活動を提供することができました。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

講座を開設されている方から「体験してくれる子どもたちの数が減っていて寂しい」という声を聞くことがあるのですが、人気の講座もあり子どもたちの興味はそれですので、難しい部分だと思いますが、今年度はどうだったのかお聞きしたいです。

学校教育課長

確かに講座によっては、そういう申し込みの偏りは、今年度もあったように思います。

申し込み数を見ると3, 173名ということで、お断りしている講座もあったというふうにも聞いておりますので、その子どもたちの人数をもとに講座の内容を相談していきながら、魅力的な講座を開発していきたいと考えています。

齋木委員

講座を開かれる方が「子どもが少なくて、参加して欲しい」と言っている講座もう少し汲み取っていただきながら、上手く開催していただければと思います。

子どもにとっては、色々な体験ができるることはとても大事であり良い機会ですので、主催してくださる方の声も聞いていただけたら良いと思います。

学校教育課長

少し日程的に厳しい部分もありますが、その講座に余裕があるところを学校にお知らせするという方法も考えられると思いますので、また来年度も参考にさせていただきたいと思います。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告5「プレイラボみつけの状況について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告5「プレイラボみつけの状況について」報告します。

プレイラボみつけは、7月16日にオープンし、約1か月半が経過しました。この間のほとんどが児童生徒の夏休み期間の時間帯での運営となっています。

この間、土日祝日も含め、1日約240人の利用となっています。1日の中で出入りがあるため、滞留している人数は100人未満の時がほとんどで、混み合っている感覚はありません。土日祝日は、保護者と一緒に未就学児の利用も多くなっています。

ケガ、トラブル等についてですが、8月下旬に、小学5年生の児童が、音楽室のドアに足の小指を引っかけ、切り傷を負い、大事を見て2針縫うということがあり、加入している保険を適用しました。

その他は、その場で絆創膏を貼ってあげる程度のけが等は複数あり、中には保護者の迎えをお願いしたこともありますが、大きなかがや事故はありません。

トラブルについては、特定の子どもを高学年の子どもたちがからかう様子があつたので、対応した事案がありました。この件を含め、継続的に見守った方がよいと思われる案件については、学校教育課を通じ、学校に連絡し、情報の共有を図っています。

地域の方たちから聞こえる声としては、「施設周辺の子どもたちの自転車の乗り方が危険」と心配する声が寄せられました。施設敷地内での声掛けや張り紙、また、見附警察署等からも気にしていただいたことから、最近では、改善が図られてきているものと認識しております。

また、館内のスタッフが2人体制で、「目が行き届かないのでは」と心配される声も聞きますが、危険な行為への声かけであったり、ケガ・トラブル等への対処もできていることから、人員体制を含め、運営はおおむね順調との認識であります。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告6 「(仮称) 見附市子ども・子育て条例」制定に向けた取組について
を子ども課長より報告願います。

こども課長

報告6 「(仮称) 見附市子ども・子育て条例」制定に向けた取組について 報告
いたします。

まず、この条例制定の趣旨ですが、夢や希望の実現に向かって努力する子どもたちの存在は、新たな時代を切り拓くための可能性を秘め、まちの明日への活力と喜びにつながる地域の宝ととらえています。

これまで見附市では、「共創郷育」の理念のもと、大人が総がかりで、子どもの育ちを支えてきたところですが、改めて、「未来を担う子ども一人ひとりが主体的に生きる権利を持つ存在であること」、「子どもの保護者や行政はもちろん、地域や企業を含めみんなで子どもや子育てを支えていくこと」などについて、整理して、市民の皆様と考えを共有していくことが今、求められていると考えています。

については、「(仮称) 見附市子ども・子育て条例」の令和5年度内の制定を目指して、子どもたちからの意見聴取や条例制定検討委員会の開催など制定に向けた取組を開始いたします。

1. この条例の目指すものですが、子どもの権利や子育て支援の基本理念を示すとともに、社会全体で子どもや子育てを支えられるよう市の責務並びに保護者、地域住民、学校・園及び企業などの役割を明らかにする。というものです。

2. 取組方針ですが、条例案検討にあたって「(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会」を設置します。

この検討委員会には、有識者として、新潟県立大学 小池由佳教授をお願いする予定です。検討委員会には、公募する保護者のほか、地域コミュニティ、学校、保育施設、企業からの代表の方などにも参加していただく予定です。

また、検討委員会での議論に先立って、子どもたちの声をワークショップであつたり、紙媒体やWEBでのアンケート調査で、聞き取りを行いたいと考えています。

また、条例ですので、中身については理念的な内容となろうかと思います。具体的な施策の推進は、令和7年度に改定予定の「見附市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図り、施策を推進してまいります。

3. 予定しているスケジュールですが、8月から9月に子ども対象にアンケート等を実施し、市役所庁内の会議、委員選出の動きを進め、11月から12月に、2回程度、「条例制定検討委員会」を開催する予定です。その後は、パブリックコメントを実施し、2月に条例案を定例教育委員会に提出、3月に市議会に提出する予定です。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

この条例が、他の市町村で先に実施された事例はありますか。

こども課長

他でやっている市町村もあります。

県内ですと、新潟市、上越市、聖籠町、佐渡市といったところが、先行事例としてあります。

全国に目を向ければもっと事例はあると思います。

武田委員

今年度内で制定を目指すということで、時間があまり無いと思いました。そういった先進地の事例などを参考に進めていかれるのかと思いましたが、小池教授はそういういったことに関わってこられた方なのでしょうか。

子ども課長

小池先生は、このような取組について研究されている方です。

また、新潟県も「子ども条例」を作ることを目指していますが、小池先生はその有識者会議の委員としても参加されていますので、そういう横とのつながりについてもお聞きできると思っています。

小林委員

「この条例を制定いたしました」と言うと、具体的にそこから先「こういうふうに変わっていきます」ということについて、どういうふうに考えていますか。

子ども課長

この条例があるということを市民や企業、関係団体から認識していただき、目標を共有していくということが大切だと思っています。そのような理念のもとで市内の色々な主体が「子どもは大切」だということで動いていくことが、この条例の最も大きな意義ではないかと思っています。

教育長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議第57号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）」から、議第58号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）」までの2案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第57号「専決処分について」説明いたします。

専決第18号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由ですが、食費等の物価高騰等に直面し、家計が悪化している低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に関し、令和5年4月10日付けのこども家庭庁通知に基づき、必要事項を定めたものです。

制定内容についてですが、第2条に支給要件として対象者を定めております。

概要ですが、対象者につきましては、申請不要な方と申請必要な方がいます。まず申請不要の方ですが、令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方です。

次に、申請が必要な方ですが、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、並びに、物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となってい

る方です。

支給額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を支給するものです。

附則におきまして、この要領は令和5年4月21日から施行するものと定めるものでございます。

なお、事業費につきましては、令和5年5月の第4回定例会にて承認をいただいております。

続いて、議第58号「専決処分について」説明いたします。

○ 専決第19号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由でございますが、食費等の物価高騰等に直面し、家計が悪化している低所得のひとり親世帯を除く子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、令和5年4月10日付けのこども家庭庁通知に基づき、必要事項を定めたものでございます。

○ 制定内容についてですが、第2条に支給要件として対象者を定めております。

概要ですが、対象者につきましては、申請不要な方と申請必要な方がいます。まず申請不要の方ですが、令和4年度の同様の給付事業の支給対象者だった方です。

次に、申請が必要な方ですが、高校生相当の子どもを養育する、住民税が非課税の方及び物価高騰の影響を受けて今年1月以降に家計が急変し住民税が非課税相当となった方です。

なお、専決第18号のひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金と重複して受給することはできません。

支給額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を支給するものです。

附則におきまして、この要領は令和5年4月21日から施行するものと定めるものでございます。

なお、事業費につきましては、令和5年5月の第4回定例会にて承認をいただいております。

以上となります。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本2案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、「議第59号「(仮称)見附市子ども・子育て条例制定検討委員会設置要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

「議第59号「(仮称)見附市子ども・子育て条例制定検討委員会設置要綱の制定について」説明いたします。

はじめに要綱制定の理由ですが、「(仮称)見附市子ども・子育て条例」の制定に

向けて、広く市民の意見を聴取し、必要な提言を得るための検討委員会設置に必要な事項を定めるものです。

条文について説明します。

第2条で、検討委員会の所掌事務を定め、条例の基本的な考え方に関すること、条例に盛り込む内容等に関すること、その他必要と認める事項に関するこことを検討協議すると定めています。

第3条で、組織について定めており、委員は20人以内で、学識経験者、各種団体関係者、公募市民、その他、から教育委員会が委嘱すると定めています。

第4条で委員の任期、第5条で委員長及び副委員長について定めています。

第6条で会議について、第7条で庶務について、第8条でその他について定めています。

附則におきまして、この要綱は令和5年9月1日から施行するものとし、令和6年3月末日でその効力を失うものとしています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第60号「見附市保育所等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第60号「見附市保育所等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱の制定について」説明いたします。

最初に要綱制定の理由でございますが、令和5年4月から義務化されました保育所等の送迎用バスに安全装置を設置する事業に対し、市が補助金を交付することに必要な事項を定めるものです。

主な条文について説明します。第1条で目的を定めています。保育所等が実施する送迎用バスに、置き去り防止を支援する機能を有し、国土交通省のガイドラインに定める性能基準を満たす安全装置を設置する事業に対し、市が補助金を交付することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

第2条で補助対象を定めていますが、本要綱で対象とする事業所は、市内の幼稚園型認定こども園を除く、保育園、認定こども園等です。なお、幼稚園型認定こども園に対しては、県から同様の補助金が交付されることとなっております。

第3条で補助金対象経費及び補助額を定めており、1台当たり17万5千円が上限となっています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第 61 号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 61 号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の内容でございますが、見附市放課後児童健全育成事業実施要綱中の「別記様式第 2 号／放課後児童クラブ入会承認・保留通知書」を改正するものです。本様式の備考欄に、「市長に対しての審査請求」や「新潟地方裁判所に処分取り消しの訴え」ができる旨の教示文がありましたが、放課後児童クラブ入会については、行政処分にはあたらず、この教示文は誤りであったことから、当該教示文を含む備考欄を削除する改正を行うものです。

附則において、この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第 62 号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 62 号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由でございますが、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱で定める「産後ケア事業」の対象者が、これまで定められていた「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「その他、特に支援が必要と認められる者」に限定されず、「産後ケアを必要とする者」に改定されたため、国の要綱に合わせ対象者を改めるものです。

附則としまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第63号「見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第63号「見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について」説明いたします。

制定の理由でございますが、令和5年5月の第4回教育委員会定例会におきまして説明させていただき、令和5年6月市議会定例会において補正予算の議決を得ました、子育て世代への物価高騰等支援策である保育所等の副食費の無償化事業の実施にあたり必要な事項を定めるものでございます。

事業の概要ですが、対象を市内外の保育所等に通う3歳以上の見附市民を対象に、令和5年9月から12月分までの4か月間の副食費について、月額4,700円を上限に無償化するものでございます。

附則におきまして、本要領は、令和5年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第 64 号、「見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 64 号「見附市保育所等物価高騰対策補助金交付要領の制定について」説明いたします。

制定の理由でございますが、令和 5 年 5 月の第 4 回教育委員会定例会におきまして説明させていただき、令和 5 年 6 月市議会定例会において補正予算の議決を得ました、物価高騰等支援策である保育所等への物価高騰対策補助金の交付にあたり必要な事項を定めるものでございます。

事業の概要ですが、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた保育所等に対し、施設運営に係る経費を園の規模である認可定員により基準額を定め、補助金を交付することにより安定的な保育の提供を図るものです。

附則におきまして、この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から適用するものとしていま

す。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第 65 号「教育委員会の点検と評価の承認について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第 65 号「教育委員会の点検と評価の承認について」説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項の規定に基づき、
教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、
別紙報告書を作成しましたので、ご承認をお願いするものです。

法第 26 条第 2 項では、点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を
有する者の知見の活用を図るとされていることから、8月9日に第三者評価委員会
を開催し、意見を聴取しております。

別冊の「教育委員会の点検及び評価」について説明いたします。

基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の下、4つの基本施策、そのもとに推進する9つの主要施策と、31の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。

主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としています。評価を行った主要事業が黄色の箇所です。その右側には評価シートの番号と評価結果を記載しております。

個々の内容についての説明は省略させて頂きますが、施策・事業の目的や目標、執行の状況及び成果、今後の方針等について、そして一番最後の欄には第三者評価委員からの意見を掲載しています。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

次に、議第66号「令和5年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第66号「令和5年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。

児童福祉総務一般経費163万5千円の増額につきましては、産休代替職員の雇用に関する報酬、職員手当等、共済費、費用弁償に係る旅費の増額補正をお願いするものです。

認定こども園・小規模保育施設運営事業1, 699万8千円の増額につきましては、認定こども園の改築及び認定こども園の新築に係る交付金の額が、国の交付基準の変更により不足するため、交付金の増額補正をお願いするものです。

なお、当該交付金は、国負担分と市負担分を合算して対象事業者に交付することとなっております。今回の補正で支出する交付金の額は増えますが、新設認定こども園を含む、見附市の「新子育て安心プラン」が国に採択されたことにより、交付金の保育所部分の市の負担割合が4分の1から12分の1となったため、国の負担分が大きくなり、実際に市が負担する金額としては当初予算と比較しても少なくなるものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって本案は原案の通り承認することに決定しました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで、令和5年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子